

## 「保護観察官の意識に関する調査」の結果

### § 調査概要

#### 1 調査の目的

保護観察官の意識について、主として、保護観察官の職務等に関する事、及び、更生保護・保護観察の今後のあり方等に関する事につき調査を行うことで、保護観察官の意識の一端を明らかにし、その結果を、「更生保護のあり方を考える有識者会議」における検討のための資料として提供することを目的とする。

#### 2 調査対象者（いずれも平成18年1月1日付けで在職する者）

- (1) 更生保護官署に勤務する保護観察官（管理職員を含む。）
- (2) 更生保護官署に勤務する、保護観察官としての勤務経験を有する法務事務官（管理職員を含む。）
- (3) 法務省保護局に勤務する、保護観察官としての勤務経験を有する法務事務官（課長補佐級以下の者。）

注 1 再任用、任期付採用及び臨時的任用の職員を除く。

2 「管理職員」とは、課長補佐以上の官職にある者をいう。ただし、地方更生保護委員会事務局長及び事務局次長並びに保護観察所長、次長及び支部長を除く。

#### 3 実施方法

- (1) 調査票（「巻末 資料編」に掲載）に、調査対象者となる職員本人が記入した。
- (2) 実施の詳細は、「巻末 資料編」の「実施計画」及び「実施要領」を参照のこと。

### § 調査結果

#### 1 プロフィール

回答者は927人であった。

以下は、回答者を属性別に見た概要である。

#### Q1 性別

回答者の性別は、男性が707人（76.3%）、女性が219人（23.6%）となっている（無回答が1名）。

#### Q2 年齢

回答者は、年齢層別に見ると、40歳代が一番多く330人（35.6%）、次いで、30歳代が303人（32.7%）、50歳代が233人（25.1%）という順に

なっている。男女の別に見ると、男性では40歳代が262人(37.1%)、女性では30歳代が98人(44.7%)とそれぞれ最も多い年齢層となっている。

表1 年齢層

性別	総数	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	無回答
総数	927 (100.0)	51 (5.5)	303 (32.7)	330 (35.6)	233 (25.1)	9 (1.0)	1 (0.1)
男	707 (100.0)	24 (3.4)	205 (29.0)	262 (37.1)	207 (29.3)	9 (1.3)	- (0.0)
女	219 (100.0)	27 (12.3)	98 (44.7)	68 (31.1)	26 (11.9)	- (0.0)	- (0.0)
無回答	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)

### Q3 採用試験

回答者を採用試験の区分別に見ると、国家公務員採用Ⅰ種又は上級(乙)が263人(28.4%)で最も多く、これに、2番目に多い中級152人(16.4%)を合わせると両方で415人(44.8%)となり全体の半数近くを占めている。さらに、Ⅰ種又は初級試験が311人(33.5%)、Ⅱ種又は上級(甲)が144人(15.5%)となっている。

女性では、Ⅱ種又は上級(甲)が58人(26.5%)と男性に比べやや高い割合を占めている。

表2 採用試験

性別	総数	I種・ 上級(甲)	II種・ 上級(乙)	中級	III種・ 初級	選考	その他	無回答
総数	927 (100.0)	144 (15.5)	263 (28.4)	152 (16.4)	311 (33.5)	41 (4.4)	12 (1.3)	4 (0.4)
男	707 (100.0)	86 (12.2)	201 (28.4)	139 (19.7)	231 (32.7)	36 (5.1)	12 (1.7)	2 (0.3)
女	219 (100.0)	58 (26.5)	62 (28.3)	13 (5.9)	80 (36.5)	5 (2.3)	- (0.0)	1 (0.5)
無回答	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)

### Q4 勤務庁

回答者の現在勤務する庁は、保護観察所に勤務する者が754人(81.3%)、地方更生保護委員会が139人(15.0%)、保護局が31人(3.3%)となっている。

表3 勤務庁

性別	総数	地方更生保護委員会	保護観察所	保護局	無回答
総数	927 (100.0)	139 (15.0)	754 (81.3)	31 (3.3)	3 (0.3)
男	707 (100.0)	103 (14.6)	579 (81.9)	23 (3.3)	2 (0.3)
女	219 (100.0)	36 (16.4)	175 (79.9)	8 (3.7)	- (0.0)
無回答	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)

Q 5 庁の職員規模

回答者が勤務する庁（分室・支部・駐在官に勤務する場合は、本庁定員を含む定員）をその規模別に見ると、50人以上の規模の庁に勤務する者が298人（32.1%）と約3割を占め、次に、15人以上19人以下の庁に勤務する者が約2割、193人（20.8%）を占めている。

これを男女別に見ると、女性については、4割を超える95人（43.4%）が50人以上の規模の庁に勤務している。

なお、更生保護官署を庁の規模の別に見ると、保護観察所では配置定員14人以下の庁が21庁（42.0%）と最も多く、これに、配置定員15人以上19人以下の庁が16庁（32.0%）と続いている（参考1・2）。

表4 庁の職員規模

性別	総数	～14人	15人～19人	20人～29人	30人～49人	50人～	無回答
総数	927 (100.0)	162 (17.5)	193 (20.8)	109 (11.8)	162 (17.5)	298 (32.1)	3 (0.3)
男	707 (100.0)	130 (18.4)	161 (22.8)	91 (12.9)	120 (17.0)	203 (28.7)	2 (0.3)
女	219 (100.0)	32 (14.6)	32 (14.6)	18 (8.2)	42 (19.2)	95 (43.4)	- (0.0)
無回答	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)

〔参考1〕地方更生保護委員会の配置定員別庁数

配置定員	計	～14人	15人～19人	20人～29人	30人～49人	50人～
庁の数	8 (100.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	3 (37.5)	1 (12.5)

〔参考2〕保護観察所の配置定員別庁数

配置定員	計	～14人	15人～19人	20人～29人	30人～49人	50人～
庁の数	50 (100.0)	21 (42.0)	16 (32.0)	4 (8.0)	4 (8.0)	5 (10.0)

Q 6 現在の官職

回答者の現在の官職については、保護観察官（過去に保護観察官経験のある係長・一般職員を含む。）が697人（75.2%）である一方、管理職員（課長補佐以上の職にあ

る者。)は228人(24.6%)となっている。

これを男女別に見ると、男性では約3割に当たる213人(30.1%)が管理職員であるのに対し、女性では管理職員が15人(6.8%)である。

なお、管理職員であると回答があった者228人を男女別に見ると、男性93.4%、女性6.6%となっている。

表5 現在の官職

性別	総数	保護観察官等	管理職員	無回答
総数	927 (100.0)	697 (75.2)	228 (24.6)	2 (0.2)
男	707 (100.0)	492 (69.6)	213 (30.1)	2 (0.3)
女	219 (100.0)	204 (93.2)	15 (6.8)	- (0.0)
無回答	1 (100.0)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)

#### Q7 保護観察官補職以来の年数

保護観察官に補職して以来の年数については、10年未満の者が350人(37.8%)であるのに対し、10年以上の経験を持つ者が575人(62.0%)で、そのうち20年以上の経験を持つ者は227人(24.5%)となっている。

表6 保護観察官補職以来の年数

性別	総数	～5年	5～9年	10～19年	20～29年	30年～	無回答
総数	927 (100.0)	208 (22.4)	142 (15.3)	348 (37.5)	207 (22.3)	20 (2.2)	2 (0.2)
男	707 (100.0)	131 (18.5)	96 (13.6)	275 (38.9)	189 (26.7)	14 (2.0)	2 (0.3)
女	219 (100.0)	77 (35.2)	46 (21.0)	72 (32.9)	18 (8.2)	6 (2.7)	- (0.0)
無回答	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)

## 2 保護観察官としての職務

次に、Q8～10は、保護観察官としての職務につき回答者の考え方や感じ方を問うたものである。

#### Q8 志望理由

「就職の際に更生保護官署又は保護観察官を志望した理由」については、「公務員は安定した職業だと思った」が278人(30.0%)と一番多いが、これに「福祉・対人援助関係の仕事をしたかった」が270人(29.1%)と僅差で続いている。

表7(1) 志望理由

性別	総数	刑事司法 ・治安	福祉 ・対人援助	専門知識 ・関心	安定した 職業	人事交流	その他	無回答
総数	927 (100.0)	133 (14.3)	270 (29.1)	144 (15.5)	278 (30.0)	20 (2.2)	80 (8.6)	2 (0.2)
男	707 (100.0)	113 (16.0)	194 (27.4)	103 (14.6)	222 (31.4)	17 (2.4)	57 (8.1)	1 (0.1)
女	219 (100.0)	20 (9.1)	76 (34.7)	41 (18.7)	55 (25.1)	3 (1.4)	23 (10.5)	1 (0.5)
無回答	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)

また、これを採用試験の区分別に見ると、種・上級(甲)では「自分の専門知識や関心をいかせる仕事をしたかった」とする者が最も多く(71人, 49.3%), 次が「福祉・対人援助」の58人(40.3%)となっている。種・上級(乙)では「福祉・対人援助」が94人(35.7%)と最も多いが、これに「刑事司法・治安関係の仕事をしたかった」とする者が64人(24.3%)と続く。また、中級及び種・初級では、いずれも「安定した職業」が、それぞれ、59人(38.8%), 154人(49.5%)と最も多くなっている。

表7(2) 志望理由(試験区分別)

試験区分	総数	刑事司法 ・治安	福祉 ・対人援助	専門知識 ・関心	安定した 職業	人事交流	その他	無回答
総数	927 (100.0)	133 (14.3)	270 (29.1)	144 (15.5)	278 (30.0)	20 (2.2)	80 (8.6)	2 (0.2)
I種・上級(甲)	144 (100.0)	7 (4.9)	58 (40.3)	71 (49.3)	4 (2.8)	3 (2.1)	1 (0.7)	- (0.0)
II種・上級(乙)	263 (100.0)	64 (24.3)	94 (35.7)	38 (14.4)	43 (16.3)	5 (1.9)	18 (6.8)	1 (0.4)
中級	152 (100.0)	26 (17.1)	37 (24.3)	16 (10.5)	59 (38.8)	- (0.0)	14 (9.2)	- (0.0)
III種・初級	311 (100.0)	33 (10.6)	68 (21.9)	7 (2.3)	154 (49.5)	8 (2.6)	41 (13.2)	- (0.0)
選考	41 (100.0)	3 (7.3)	12 (29.3)	8 (19.5)	15 (36.6)	- (0.0)	2 (4.9)	1 (2.4)
その他	12 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (25.0)	1 (8.3)	4 (33.3)	4 (33.3)	- (0.0)
無回答	4 (100.0)	- (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)

## Q9 やりがい

「保護観察官として、あなたがやりがいを感じるのには、どのような理由からですか」という問いについては、肯定的な評価(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)のされた項目を順に挙げると、「保護司等民間篤志家の善意に接することができる」(795人, 85.7%)を筆頭に、以下、「対象者の改善更生に立ち会える」(767人, 82.7%)、「いろいろな人と出会える」(694人, 74.9%)、「社会の安全に寄与していると実感できる」(521人, 56.2%)、「自分の専門性を発揮できる」(358人, 38.6%)となっている。

図1 保護観察官としてやりがいを感じる理由

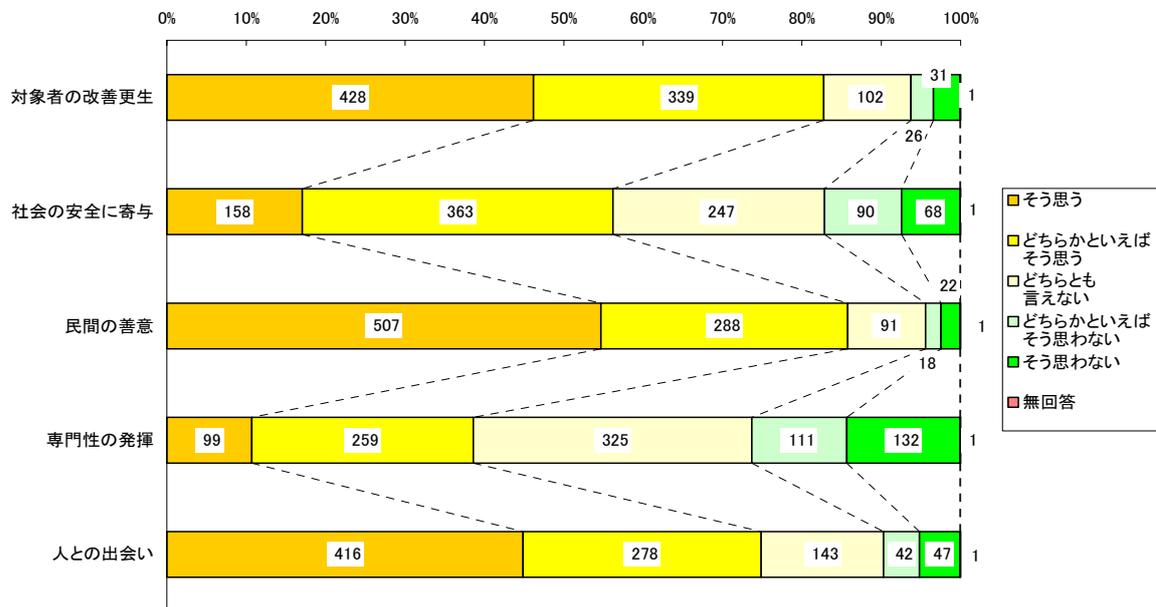


表8 保護観察官としてやりがいを感じる理由

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも 言えない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
対象者の改善更生	428 (46.2)	339 (36.6)	102 (11.0)	26 (2.8)	31 (3.3)	1 (0.1)
社会の安全に寄与	158 (17.0)	363 (39.2)	247 (26.6)	90 (9.7)	68 (7.3)	1 (0.1)
民間の善意	507 (54.7)	288 (31.1)	91 (9.8)	18 (1.9)	22 (2.4)	1 (0.1)
専門性の発揮	99 (10.7)	259 (27.9)	325 (35.1)	111 (12.0)	132 (14.2)	1 (0.1)
人との出会い	416 (44.9)	278 (30.0)	143 (15.4)	42 (4.5)	47 (5.1)	1 (0.1)

Q10 保護観察官の専門性向上

「保護観察官の専門性を向上させるための方策に関する意見」について、肯定的な回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）のあったものを多い順に挙げると、「職場における実務を通じた現業訓練を充実強化する」（773人，83.4%）を第1位に、以下、「職場内で事例研究を行い、その成果を共有する」（743人，80.2%）、「職場内で、職務周辺知識に関する研修を行う」（734人，79.2%）、「保護観察官補職後2年程度は、「保護観察官補」として幅広い実務経験を積ませる」（724人，78.1%）、「保護観察官の経験年数に応じた研修の体系を充実強化する」（714人，77.0%）となっている。

図2 保護観察官の専門性向上

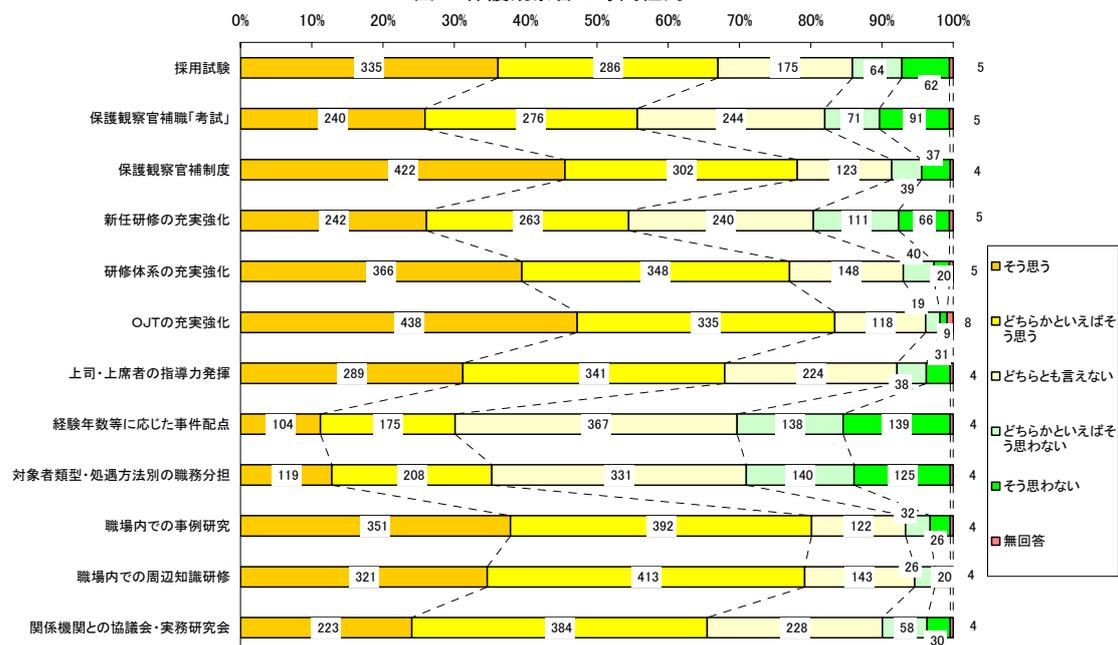


表9 保護観察官の専門性向上

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも 言えない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
採用試験	335 (36.1)	286 (30.9)	175 (18.9)	64 (6.9)	62 (6.7)	5 (0.5)
保護観察官補職「考試」	240 (25.9)	276 (29.8)	244 (26.3)	71 (7.7)	91 (9.8)	5 (0.5)
保護観察官補制度	422 (45.5)	302 (32.6)	123 (13.3)	39 (4.2)	37 (4.0)	4 (0.4)
新任研修の充実強化	242 (26.1)	263 (28.4)	240 (25.9)	111 (12.0)	66 (7.1)	5 (0.5)
研修体系の充実強化	366 (39.5)	348 (37.5)	148 (16.0)	40 (4.3)	20 (2.2)	5 (0.5)
OJTの充実強化	438 (47.2)	335 (36.1)	118 (12.7)	19 (2.0)	9 (1.0)	8 (0.9)
上司・上席者の指導力発揮	289 (31.2)	341 (36.8)	224 (24.2)	38 (4.1)	31 (3.3)	4 (0.4)
経験年数等に応じた事件配点	104 (11.2)	175 (18.9)	367 (39.6)	138 (14.9)	139 (15.0)	4 (0.4)
対象者類型・処遇方法別の職務分担	119 (12.8)	208 (22.4)	331 (35.7)	140 (15.1)	125 (13.5)	4 (0.4)
職場内での事例研究	351 (37.9)	392 (42.3)	122 (13.2)	32 (3.5)	26 (2.8)	4 (0.4)
職場内での周辺知識研修	321 (34.6)	413 (44.6)	143 (15.4)	26 (2.8)	20 (2.2)	4 (0.4)
関係機関との協議会・実務研究会	223 (24.1)	384 (41.4)	228 (24.6)	58 (6.3)	30 (3.2)	4 (0.4)

一方、否定的な回答（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）のあったものを多い順に挙げると、「地区主任官制にこだわらず、保護観察官の経験年数等に応じた事件配点を行う」（277人，29.9%）を第1位に、以下、「地区主任官制にこだわらず、対象者の類型や処遇方法の別に職務を分担する」（265人，28.6%）、「保護観察官補職直後に職場を離れて実施する集中的な研修を充実強化する」（177人，19.1%）、「保護観察官に補職するに当たり「考試」を実施する」

(162人, 17.5%), 「真に保護観察官を希望する者が集まるような採用試験を実施する」(126人, 13.6%)となっている。

### 3 保護観察の現状, あり方等

続いて, Q11~15は, 保護観察の現状, あり方等について, 回答者の考え方等を問うたものである。

#### Q11 更生保護制度・保護観察の現状

「更生保護制度・保護観察の現状に関する意見」として支持的な回答(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)があったものを順に挙げると, 「保護観察は, 対象者の改善更生に役立っている」(792人, 85.4%)が最も多く, これ以下, 「保護観察は, 対象者の再犯防止や社会の治安確保に寄与している」(725人, 78.2%), 「保護観察官の業務は, ケースワークでなく, デスクワーク中心になっている」(689人, 74.3%), 「更生保護は, 全体として制度疲労を起こしている」(514人, 55.5%), 「保護観察において, 例えば, 所在不明者の発見等, 真に危険な状態の対象者への必要な対応がなされていない」(504人, 54.4%)という順番になっている。

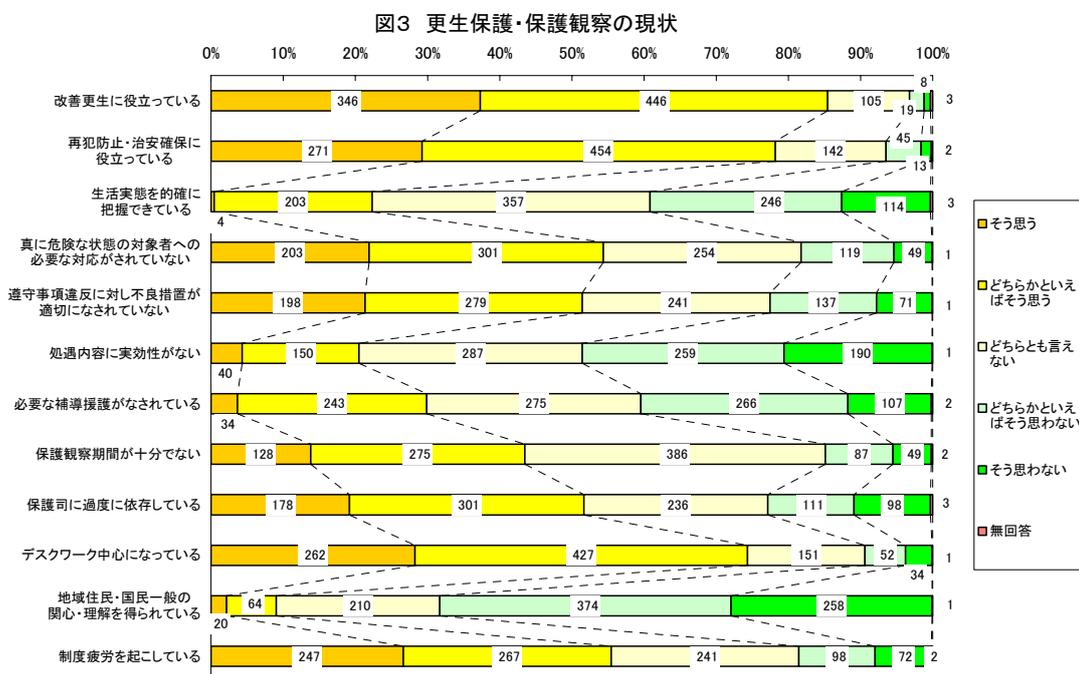


表10 更生保護・保護観察の現状

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも 言えない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
改善更生に役立っている	346 (37.3)	446 (48.1)	105 (11.3)	19 (2.0)	8 (0.9)	3 (0.3)
再犯防止・治安確保に役立っている	271 (29.2)	454 (49.0)	142 (15.3)	45 (4.9)	13 (1.4)	2 (0.2)
生活実態を的確に把握できている	4 (0.4)	203 (21.9)	357 (38.5)	246 (26.5)	114 (12.3)	3 (0.3)
真に危険な状態の対象者への必要な対応がされていない	203 (21.9)	301 (32.5)	254 (27.4)	119 (12.8)	49 (5.3)	1 (0.1)
遵守事項違反に対し不良措置が適切になされていない	198 (21.4)	279 (30.1)	241 (26.0)	137 (14.8)	71 (7.7)	1 (0.1)
処遇内容に実効性がない	40 (4.3)	150 (16.2)	287 (31.0)	259 (27.9)	190 (20.5)	1 (0.1)
必要な補導援護がなされている	34 (3.7)	243 (26.2)	275 (29.7)	266 (28.7)	107 (11.5)	2 (0.2)
保護観察期間が十分でない	128 (13.8)	275 (29.7)	386 (41.6)	87 (9.4)	49 (5.3)	2 (0.2)
保護司に過度に依存している	178 (19.2)	301 (32.5)	236 (25.5)	111 (12.0)	98 (10.6)	3 (0.3)
デスクワーク中心になっている	262 (28.3)	427 (46.1)	151 (16.3)	52 (5.6)	34 (3.7)	1 (0.1)
地域住民・国民一般の関心・理解を得られている	20 (2.2)	64 (6.9)	210 (22.7)	374 (40.3)	258 (27.8)	1 (0.1)
制度疲労を起こしている	247 (26.6)	267 (28.8)	241 (26.0)	98 (10.6)	72 (7.8)	2 (0.2)

一方、拒否的な回答（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）のあったものを多い順に挙げると、「更生保護制度・保護観察は、地域住民・国民一般の関心や理解を得られている」（632人，68.2%），以下，「保護観察の処遇内容に実効性がなく，対象者の改善更生に結び付いていない」（449人，48.4%），「保護観察において，対象者に必要な就労指導，医療・福祉の紹介やあっせん等の補導援護がなされている」（373人，40.2%），「保護観察において，対象者の生活実態を的確に把握できている」（360人，38.8%），「保護観察官は保護司に過度に依存している」（209人，22.5%）という順番になっている。

## Q12 国民の期待

「一般の国民は更生保護官署に何を期待していると考えますか」という問いについては，肯定的な回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）がされたものを多い順に挙げると，「保護観察中の者が重大な再犯をしないような保護観察を実施してもらいたい」（887人，95.7%）が最も多く，以下，「特に危険な犯罪者，例えば，子どもを対象とした性暴力の者などをしっかり監視してもらいたい」（882人，95.1%），「保護観察中のすべての者が再犯しないような保護観察を実施してもらいたい」（849人，91.6%）の順になっている。

逆に，否定的な回答がされたもの（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）を多い順に挙げると，「非行少年や犯罪者を暖かく見守っていただきたい」（610人，65.8%），以下，「刑務所や少年院を出てきた人の立ち直りを積極的に助けてもらいたい」（307人，33.1%），「更生保護官署には，地域における犯罪予防に貢献してもらいたい」（190人，20.5%）となっている。

図4 国民の期待

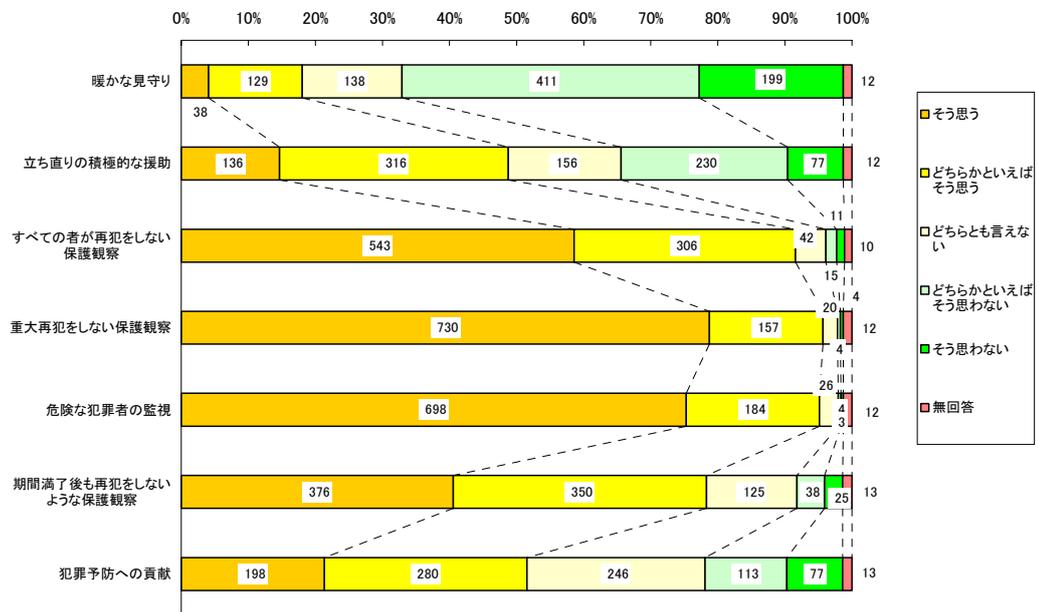


表11 国民の期待

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも 言えない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
暖かな見守り	38 (4.1)	129 (13.9)	138 (14.9)	411 (44.3)	199 (21.5)	12 (1.3)
立ち直りの積極的な援助	136 (14.7)	316 (34.1)	156 (16.8)	230 (24.8)	77 (8.3)	12 (1.3)
すべての者が再犯をしない保護観察	543 (58.6)	306 (33.0)	42 (4.5)	15 (1.6)	11 (1.2)	10 (1.1)
重大再犯をしない保護観察	730 (78.7)	157 (16.9)	20 (2.2)	4 (0.4)	4 (0.4)	12 (1.3)
危険な犯罪者の監視	698 (75.3)	184 (19.8)	26 (2.8)	4 (0.4)	3 (0.3)	12 (1.3)
期間満了後も再犯をしないような保護観察	376 (40.6)	350 (37.8)	125 (13.5)	38 (4.1)	25 (2.7)	13 (1.4)
犯罪予防への貢献	198 (21.4)	280 (30.2)	246 (26.5)	113 (12.2)	77 (8.3)	13 (1.4)

Q 1 3 今後の更生保護官署の仕事

「あなたは、今後の更生保護官署の仕事についてどのように考えますか」という問い(Q 1 2と同内容の項目を問うている。)について、肯定的な回答(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)のあったものを多い順に見ると、「保護観察中の者が重大な再犯をしないような保護観察を実施していきたい」(860人, 92.8%)が最も多く、以下、「刑務所や少年院を出てきた人の立ち直りを積極的に助けていきたい」(833人, 89.9%)、「非行少年や犯罪者を暖かく見守っていきたい」(696人, 75.1%)の順になっている。

逆に、否定的な回答(「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)のあったものを多い順に挙げると、「期間を終えた後も再犯しないような保護観察を実施していきたい」(278人, 30.0%)、以下、「保護観察官として、地域における犯罪予防に貢献していきたい」(158人, 17.0%)、「保護観察中のすべて

の者が再犯しないような保護観察を実施していきたい」(124人, 13.4%)となっている。

図5 今後の更生保護官署の仕事

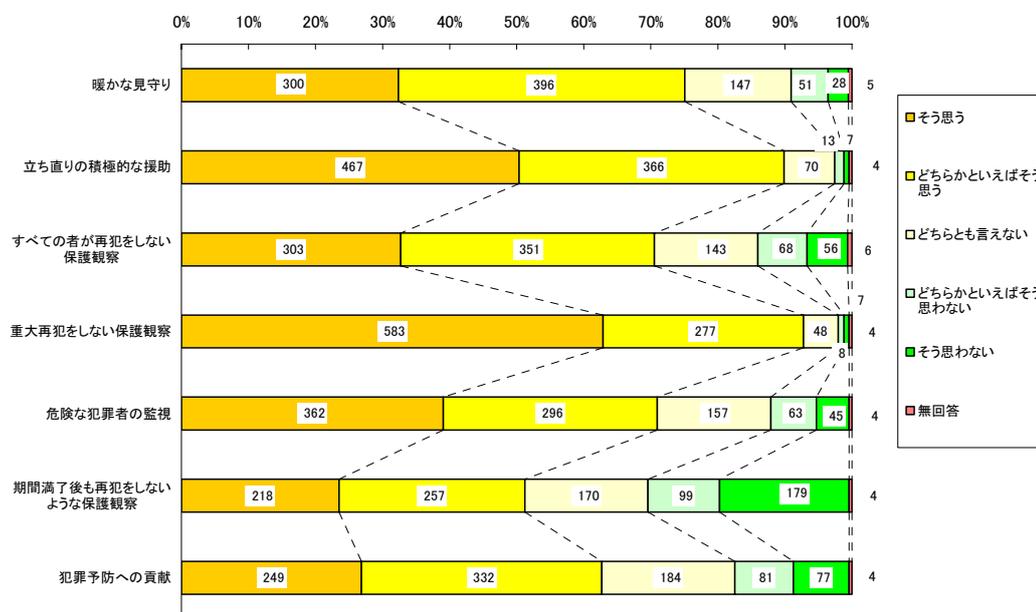


表12 今後の更生保護官署の仕事

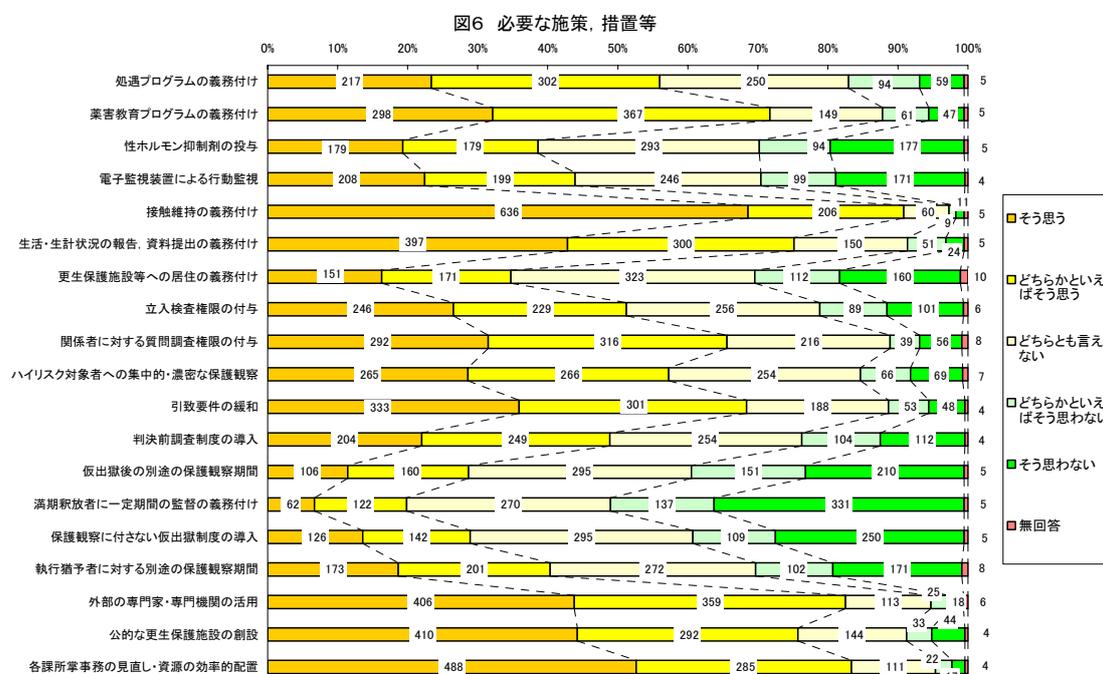
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも 言えない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
暖かな見守り	300 (32.4)	396 (42.7)	147 (15.9)	51 (5.5)	28 (3.0)	5 (0.5)
立ち直りの積極的な援助	467 (50.4)	366 (39.5)	70 (7.6)	13 (1.4)	7 (0.8)	4 (0.4)
すべての者が再犯をしない保護観察	303 (32.7)	351 (37.9)	143 (15.4)	68 (7.3)	56 (6.0)	6 (0.6)
重大再犯をしない保護観察	583 (62.9)	277 (29.9)	48 (5.2)	8 (0.9)	7 (0.8)	4 (0.4)
危険な犯罪者の監視	362 (39.1)	296 (31.9)	157 (16.9)	63 (6.8)	45 (4.9)	4 (0.4)
期間満了後も再犯をしないような保護観察	218 (23.5)	257 (27.7)	170 (18.3)	99 (10.7)	179 (19.3)	4 (0.4)
犯罪予防への貢献	249 (26.9)	332 (35.8)	184 (19.8)	81 (8.7)	77 (8.3)	4 (0.4)

#### Q14 必要な施策, 措置等

「あなたが保護観察を実施する上で必要と考える施策, 措置等としては, どのようなものがありますか。...法改正の要否や実現の可能性にとられず, 実務の中で必要性を感じるという観点から考えてください」という問いについて, 支持的な回答(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)があったものを順に挙げると, 「保護観察官・保護司との接触の維持等を対象者の義務として明確化する」(842人, 90.8%)が最も多く, これ以下, 「現在保護観察所の各課で行っている事務を見直し, 資源を効率よく配置する」(773人, 83.4%), 「保護観察を実施する上で, 外部の専門家・専門機関の活用を図る」(765人, 82.5%), 「処遇困難な対象者を保護し, 処遇プログラムを実施する場としての公的な更生保護施設を創設する」(702人,

75.7%), 「生活・生計状況に関する報告, 資料提出等を対象者に義務付ける」(697人, 75.2%)という順番になっている。

一方, 拒否的な回答(「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)が多かったものを順に挙げると, 「満期釈放者に対しても, いわゆる行状監督のような制度を導入するなどし, 刑期満了後一定期間の監督を義務付け, この業務は保護観察官が担うものとする」(468人, 50.5%), 以下, 「仮出獄後の保護観察期間につき現行の残刑主義を改め, 別の保護観察期間を設ける」(361人, 38.9%), 「保護観察に付さない仮出獄制度を導入する」(359人, 38.7%), 「保護観察付き執行猶予について, 保護観察期間を執行猶予期間と独立して裁判所が定められるようにする」(273人, 29.4%), 「対象者が更生保護施設などに居住することを義務付ける」(272人, 29.3%)という順番になっている。



問13 必要な施策、措置等

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも 言えない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	無回答
処遇プログラムの義務付け	217 (23.4)	302 (32.6)	250 (27.0)	94 (10.1)	59 (6.4)	5 (0.5)
薬害教育プログラムの義務付け	298 (32.1)	367 (39.6)	149 (16.1)	61 (6.6)	47 (5.1)	5 (0.5)
性ホルモン抑制剤の投与	179 (19.3)	179 (19.3)	293 (31.6)	94 (10.1)	177 (19.1)	5 (0.5)
電子監視装置による行動監視	208 (22.4)	199 (21.5)	246 (26.5)	99 (10.7)	171 (18.4)	4 (0.4)
接触維持の義務付け	636 (68.6)	206 (22.2)	60 (6.5)	9 (1.0)	11 (1.2)	5 (0.5)
生活・生計状況の報告、資料提出の義務付け	397 (42.8)	300 (32.4)	150 (16.2)	51 (5.5)	24 (2.6)	5 (0.5)
更生保護施設等への居住の義務付け	151 (16.3)	171 (18.4)	323 (34.8)	112 (12.1)	160 (17.3)	10 (1.1)
立入検査権限の付与	246 (26.5)	229 (24.7)	256 (27.6)	89 (9.6)	101 (10.9)	6 (0.6)
関係者に対する質問調査権限の付与	292 (31.5)	316 (34.1)	216 (23.3)	39 (4.2)	56 (6.0)	8 (0.9)
ハイリスク対象者への集中的・濃密な保護観察	265 (28.6)	266 (28.7)	254 (27.4)	66 (7.1)	69 (7.4)	7 (0.8)
引致要件の緩和	333 (35.9)	301 (32.5)	188 (20.3)	53 (5.7)	48 (5.2)	4 (0.4)
判決前調査制度の導入	204 (22.0)	249 (26.9)	254 (27.4)	104 (11.2)	112 (12.1)	4 (0.4)
仮出獄後の別途の保護観察期間	106 (11.4)	160 (17.3)	295 (31.8)	151 (16.3)	210 (22.7)	5 (0.5)
満期釈放者に一定期間の監督の義務付け	62 (6.7)	122 (13.2)	270 (29.1)	137 (14.8)	331 (35.7)	5 (0.5)
保護観察に付さない仮出獄制度の導入	126 (13.6)	142 (15.3)	295 (31.8)	109 (11.8)	250 (27.0)	5 (0.5)
執行猶予者に対する別途の保護観察期間	173 (18.7)	201 (21.7)	272 (29.3)	102 (11.0)	171 (18.4)	8 (0.9)
外部の専門家・専門機関の活用	406 (43.8)	359 (38.7)	113 (12.2)	25 (2.7)	18 (1.9)	6 (0.6)
公的な更生保護施設の創設	410 (44.2)	292 (31.5)	144 (15.5)	33 (3.6)	44 (4.7)	4 (0.4)
各課所掌事務の見直し・資源の効率的配置	488 (52.6)	285 (30.7)	111 (12.0)	22 (2.4)	17 (1.8)	4 (0.4)

### Q15 保護観察のあるべき姿等

「これからの保護観察について、あなたが考える「あるべき姿」とはどのようなものでしょうか。また、それを実現するためには、どうすべきと考えますか。自由にお答えください。」という質問に対しては、

#### (1) 総論

更生保護の理念については、国民の要請も踏まえて、再犯防止を前面に打ち出すべきであるとの意見がある一方、犯罪者の改善更生を助けて再犯防止に努めるものでありこれは将来も維持すべきである、再犯防止（監視）機能の強化だけでは根本的な問題の解決にならない、などとする意見も多数あった。

その上で、これまでの更生保護（保護観察）の枠組みでは対応しきれない処遇困難な対象者が増えてきていることなどから、後述するような制度の見直しを求める意見が多数あったが、その場合でも制度を変えるだけで体制や予算が従来のみでは真の改革は難しく、逆に士気の低下を招くことになる、などとする意見が多数あった。

また、保護観察の目標・評価基準を設定する、社会内での処遇である以上再犯のリスクは回避できず、更生保護制度について積極的に広報し国民の理解と協力を求める必要がある、再犯防止のためには刑事司法全体のあり方を考えるべきである、などの意見も多数あった。

## (2) 保護観察のあり方

### ア 保護観察付執行猶予制度のあり方

仮出獄者と同様の仕組みに改め特別遵守事項の設定を可能にしたり転居等を届出から許可に変更する，判決前調査を導入する，執行猶予取消しの要件・手続を緩和するなどの意見が多数あった。

### イ 新たな権限の導入

保護観察官の権限を強化するため，対象者が保護観察官等と接触を保つ義務を明確にする，生活状況等に関する報告の義務を課す，立入調査権を導入する，家族や引受人等に対する保護観察官等の指導権限を明記する，などの意見が多数あった。

### ウ 遵守事項，良好・不良措置のあり方

遵守事項を規範性の高い内容に限定する，成績が不良な対象者には不良措置を速やかに執る，不良措置の要件・手続を緩和する，などの意見が多数あった。

一方で，良好措置を積極的に行うため，良好措置の要件・手続を緩和すべきという意見も多数あった。

### エ 実効性のある積極的な保護観察処遇

再犯可能性や処遇困難性に応じたメリハリある処遇を行う，国民に説明可能な保護観察を行う観点からも対象者の犯罪傾向等に応じた体系的な処遇プログラムを開発しその受講を義務付ける（その際，処遇効果を常に検証することに配慮する），覚せい剤事犯の仮出獄者及び保護観察付執行猶予者に簡易尿検査を義務付ける，社会参加活動・ボランティア活動を積極的に行う，外部の専門機関と共同で処遇を行ったり処遇を委託する仕組みを構築する，少年と成人を区別した制度に改変する，などの意見が多数あった。

### オ 重大再犯のおそれのある者への対応のあり方

保護観察所に特別部門を設置するなどして保護観察官が重点的・濃密な処遇を行う，複数の保護観察官が担当する，電子監視装置の装着を義務化する，などの意見が多数あった。

### カ 就労支援の充実

就労支援の充実を図るため，減税措置，補助金の支給，損失の補償等，事業者のインセンティブを喚起する仕組みを講じる，などの意見が多数あった。

### キ 関係機関との連携

地方公共団体，警察，医療・福祉・教育機関等との連携・情報共有を図る，刑事司法機関全体で再犯事件等を検証するシステムを構築する，などの意見が多数あった。

## (3) 仮釈放審理のあり方

仮釈放の許可基準を明確化する，仮釈放審理の透明性を図る，委員に更生保護関係者

以外の者も登用するなどして専門的知見を活かすなどの意見が多数あった。

#### (4) 更生保護の担い手のあり方

##### ア 官民協働態勢のあり方

官民協働態勢は今後とも維持する，保護観察官が十分な処遇が行えるよう保護観察官を大幅に増員する，保護観察官の関与を強化する，複数保護観察官又は複数保護司で事件を担当する，保護観察官の24時間対応体制を構築する，保護観察官が駐在できる場所を増設し地域の拠点をつくる，などの意見が多数あった。

##### イ 保護観察官のあり方

保護観察官採用試験を導入する，保護観察官の補職時に試験を行う，研修の充実等により専門性を高める，意識改革を図る，職能や専門性による職務分担の導入等組織のあり方を検討する，管理職等のあり方を検討する，保護観察官の処遇に要する予算を大幅に増額する，事務の増加が見込まれるので既存の事務につき簡素化を図る，などの意見が多数あった。

##### ウ 保護司制度のあり方

保護司を増員する，スキルの向上を図る，待遇の改善を図る，などの意見が多数あった。

##### エ 更生保護施設のあり方

公的な中央施設（更生保護センター）が必要であるとする意見が多数あった。

#### (5) その他

##### ア 犯罪予防活動のあり方

犯罪予防活動（地域活動）は重要であり位置付けを明確にすべきという意見が多数ある一方で，“社会を明るくする運動”のあり方を見直すとの意見も多数あった。

##### イ 更生保護に関する法律の整理

更生保護基本法の制定等法律の一本化を図るべきとする意見が多数あった。

##### ウ 満期出所者等への対応

何らかの指導・支援が必要であるとする意見が多数あった。

## 「保護観察官の意識に関する調査」実施計画

### 1 目的

保護観察官の意識について、主として、保護観察官の職務等に関する事、及び、更生保護・保護観察の今後のあり方等に関する事につき調査を行うことで、保護観察官の意識の一端を明らかにし、その結果を、「更生保護のあり方を考える有識者会議」における検討のための資料として提供することを目的とする。

### 2 調査対象

更生保護官署に勤務する保護観察官及び保護観察官としての勤務経験を有する法務事務官（いずれも管理職員を含む。ただし、地方更生保護委員会事務局長及び事務局次長並びに保護観察所長、次長及び支部長を除く。）、並びに、法務省保護局に勤務する、保護観察官としての勤務経験を有する法務事務官（課長補佐級以下の者。）

### 3 実施方法

平成17年12月26日付けで全更生保護官署あてに調査実施依頼を行い、同18年1月1日付けで在職する前記調査対象の職員に回答を求め、回答済み調査票は所属庁で取りまとめた上、同月10日（火）までに【必着】当局あてに送付する。保護局在勤者については、更生保護制度強化推進室において実施する。

### 4 調査内容

調査の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 保護観察官の職務等に関する事
- (2) 更生保護・保護観察の今後のあり方等に関する事

### 5 調査結果の扱い

調査結果は、「更生保護のあり方を考える有識者会議」に提供する。

### 6 実施要領

……別紙のとおり

## 別紙

### 「保護観察官の意識に関する調査」実施要領

#### 1 調査対象者

- (1) 更生保護官署に勤務する保護観察官（管理職員を含む。）
- (2) 更生保護官署に勤務する，保護観察官としての勤務経験を有する法務事務官（管理職員を含む。）
- (3) 法務省保護局に勤務する，保護観察官としての勤務経験を有する法務事務官（課長補佐級以下の者。）

注 1 再任用，任期付採用及び臨時的任用の職員を除く。

- 2 「管理職員」とは，課長補佐以上の官職にある者をいう。ただし，地方更生保護委員会事務局長及び事務局次長並びに保護観察所長，次長及び支部長を除く。

#### 2 調査票

別添のとおり。

P D F 形式の電子ファイルを，保護局から全更生保護官署あてに，法務省W A N を用いて送信するので，各庁の調査実施担当者（原則として総務課長が調査実施担当者となること。）においては，所属庁の調査対象者分の調査票を印刷すること（必ず両面印刷とする。）

#### 3 実施方法

- (1) 各庁の調査実施担当者は，調査票を，当局から別途送付する封筒と共に調査対象者である該当職員に配布し，回答を求めることとする。
- (2) 調査対象者である該当職員においては，回答した後は，回答済みの調査票を当局から送付された封筒に入れて封緘し，所属庁の調査実施担当者に提出することとする。
- (3) 各庁の調査実施担当者は，提出のあった調査票を一括して，当局あてに郵送することとする（平成18年1月10日（火）まで【必着】）。

#### 4 照会先等

調査の実施方法等について疑義がある場合は，保護局更生保護制度強化推進室（内線6010・6011）あてに照会されたい。

## 保護観察官の意識に関する調査票

法務省保護局更生保護制度強化推進室

### 【記入に際してのお願い】

- 1 保護観察官としてのあなたの御意見等をおうかがいします（現在保護観察官の職にない方においても、保護観察官の立場でお答えください。）
  - (1) 本調査は、現在進められている「更生保護のあり方を考える有識者会議」からの要請に基づき実施するものです。調査の結果は、資料として同会議に提供します。  
なお、有識者会議に提出された資料は原則的に公開されているので、本調査の結果も法務省のウェブサイトなどで公開されることが予想されます。
  - (2) 調査票は無記名です。調査の実施、回収、集計、結果の公表等の全過程で、一貫して回答者の匿名性を守ります。また、本調査を調査以外の目的には使用しません。したがって、ありのままの御回答をお願いします。
- 2 質問文を読んで、当てはまる回答の番号を右側の 欄に記入してください。  
また、( ) 内には、できるだけ具体的に記入してください。  
さらに、最終ページの自由記載欄（囲み部分）については、記載することがない場合には空欄のままです。
- 3 記入が終わりましたなら、封筒に入れ、封緘した上で、所属庁の調査実施担当者に渡してください。

\*\*\*\*\* 御協力お願い申し上げます。 \*\*\*\*\*

- 1 初めに、あなた自身のことについて、お尋ねします。

Q 1 あなたの性別は                    1 男                    2 女

Q 1

Q 2 あなたの年齢は                    (平成18年1月1日現在)

- 1 30歳未満
- 2 30歳以上～40歳未満
- 3 40歳以上～50歳未満
- 4 50歳以上～60歳未満
- 5 60歳以上

Q 2

Q 3 あなたが採用された試験の区分は

- 1 種・上級（甲）
- 2 種・上級（乙）
- 3 中級
- 4 種・初級
- 5 選考
- 6 その他（ ）

Q 3

Q 4 あなたが現在勤務する庁は（併任者の場合は、ふだん勤務する庁についてお答えください。）

- 1 地方更生保護委員会
- 2 保護観察所
- 3 保護局

Q 4

Q 5 あなたが現在勤務する庁の職員規模（分室・支部・駐在官の場合は本庁を含む。）は

- 1 15人未満
- 2 15人以上20人未満
- 3 20人以上30人未満
- 4 30人以上50人未満
- 5 50人以上

Q 5

Q 6 現在の官職は

- 1 保護観察官（過去に保護観察官経験のある係長・一般職員を含む。）
- 2 管理職員（課長補佐以上の職にある者。）

Q 6

Q 7 最初の保護観察官補職以来の年数は

- 1 5年未満
- 2 5年以上10年未満
- 3 10年以上20年未満
- 4 20年以上30年未満
- 5 30年以上

Q 7



Q10 保護観察官の専門性を向上させるための方策に関する意見として、次のア～シについてどのように思いますか。それぞれにつき適当なものを一つ選んでください。

	有効だ と思う	どちらか といえば 有効だ と思う	どちら とも言 えない	ど ちら か と い え ば 有 効 だ と 思 わ な い	有 効 だ と 思 わ な い	(回答欄)
ア 真に保護観察官を希望する者が集まるような採用試験を実施する	1	2	3	4	5	Q10ア
イ 保護観察官に補職するに当たり「考試」を実施する	1	2	3	4	5	Q10イ
ウ 保護観察官補職後2年程度は、「保護観察官補」として幅広い実務経験を積ませる	1	2	3	4	5	Q10ウ
エ 保護観察官補職直後に職場を離れて実施する集中的な研修を充実強化する	1	2	3	4	5	Q10エ
オ 保護観察官の経験年数に応じた研修の体系を充実強化する	1	2	3	4	5	Q10オ
カ 職場における実務を通じた現業訓練を充実強化する	1	2	3	4	5	Q10カ
キ 上司や上席者が指導力を発揮する	1	2	3	4	5	Q10キ
ク 地区主任官制にこだわらず、保護観察官の経験年数等に応じた事件配点を行う	1	2	3	4	5	Q10ク
ケ 地区主任官制にこだわらず、対象者の類型や処遇方法の別に職務を分担する	1	2	3	4	5	Q10ケ
コ 職場内で事例研究を行い、その成果を共有する	1	2	3	4	5	Q10コ
サ 職場内で、職務周辺知識に関する研修を行う	1	2	3	4	5	Q10サ
シ 関係機関の職員との協議会や実務研究会等の機会を増やす	1	2	3	4	5	Q10シ

3 保護観察の現状，あり方等について，お尋ねします。

Q11 更生保護制度・保護観察の現状に関する意見として，次のア～シについてどのように思いますか。それぞれにつき適当なものを一つ選んでください。

	そう思う	どちらかといえばそう思う	ない	どちらとも言えない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	(回答欄)
ア 保護観察は，対象者の改善更生に役立っている	1	2	3	4	5		Q11ア
イ 保護観察は，対象者の再犯防止や社会の治安確保に寄与している	1	2	3	4	5		Q11イ
ウ 保護観察において，対象者の生活実態を的確に把握できている	1	2	3	4	5		Q11ウ
エ 保護観察において，例えば，所在不明者の発見等，真に危険な状態の対象者への必要な対応がなされていない	1	2	3	4	5		Q11エ
オ 保護観察において，対象者の遵守事項違反に対し，不良措置等が適切になされていない	1	2	3	4	5		Q11オ
カ 保護観察の処遇内容に実効性がなく，対象者の改善更生に結び付いていない	1	2	3	4	5		Q11カ
キ 保護観察において，対象者に必要な就労指導，医療・福祉の紹介やあっせん等の補導援護がなされている	1	2	3	4	5		Q11キ
ク 対象者を十分に改善更生させられない段階で保護観察期間が終了してしまうことが多い	1	2	3	4	5		Q11ク
ケ 保護観察官は保護司に過度に依存している	1	2	3	4	5		Q11ケ
コ 保護観察官の業務は，ケースワークでなく，デスクワーク中心になっている	1	2	3	4	5		Q11コ
サ 更生保護制度・保護観察は，地域住民・国民一般の関心や理解を得られている	1	2	3	4	5		Q11サ
シ 更生保護は，全体として制度疲労を起こしている	1	2	3	4	5		Q11シ

Q12 一般の国民は更生保護官署に何を期待していると考えますか。次のア～キについて、  
 適当と思うものを一つ選んでください。

	国民はそう思っている	国民はどちらかといえばそう思っている	どちらとも思っていない	国民はどちらかといえばそう思っていない	国民はそう思っていない	(回答欄)
ア 非行少年や犯罪者を暖かく見守っていてもらいたい	1	2	3	4	5	Q12ア
イ 刑務所や少年院を出てきた人の立ち直りを積極的に助けてもらいたい	1	2	3	4	5	Q12イ
ウ 保護観察中のすべての者が再犯しないような保護観察を実施してもらいたい	1	2	3	4	5	Q12ウ
エ 保護観察中の者が重大な再犯をしないような保護観察を実施してもらいたい	1	2	3	4	5	Q12エ
オ 特に危険な犯罪者、例えば、子どもを対象とした性暴力の者などをしっかり監視してもらいたい	1	2	3	4	5	Q12オ
カ 期間を終えた後も再犯しないような保護観察を実施してもらいたい	1	2	3	4	5	Q12カ
キ 更生保護官署には、地域における犯罪予防に貢献してもらいたい	1	2	3	4	5	Q12キ

Q13 あなたは、今後の更生保護官署の仕事についてどのように考えますか。次のア～キの意見について、そう思うもの一つを選んでください。

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらとも言えない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	(回答欄)
ア 非行少年や犯罪者を暖かく見守っていききたい	1	2	3	4	5	Q13ア
イ 刑務所や少年院を出てきた人の立ち直りを積極的に助けていききたい	1	2	3	4	5	Q13イ
ウ 保護観察中のすべての者が再犯しないような保護観察を実施していききたい	1	2	3	4	5	Q13ウ
エ 保護観察中の者が重大な再犯をしないような保護観察を実施していききたい	1	2	3	4	5	Q13エ
オ 特に危険な犯罪者、例えば、子どもを対象とした性暴力の者などをしっかり監視していききたい	1	2	3	4	5	Q13オ
カ 期間を終えた後も再犯しないような保護観察を実施していききたい	1	2	3	4	5	Q13カ
キ 保護観察官として、地域における犯罪予防に貢献していききたい	1	2	3	4	5	Q13キ

Q14 あなたが保護観察を実施する上で必要と考える施策，措置等としては，どのようなものがありますか。次のア～テについて，適当と思うものを一つ選んでください。法改正の要否や実現の可能性にとらわれず，実務の中で必要性を感じるという観点から考えてください。

	必要だと思う	どちらかといえば必要だと思う	どちらとも言えない	どちらかといえば必要だと思わない	必要だと思わない	(回答欄)
ア 性犯罪者に限らず，多くの対象者の類型に対応した処遇プログラムを策定し，受講を義務付ける	1	2	3	4	5	Q14ア
イ 薬物事犯対象者に対しては，尿検査と併せ薬害教育プログラムの受講を義務付ける	1	2	3	4	5	Q14イ
ウ 性犯罪対象者に対しては性ホルモンを抑制する薬物を投与できるようにする	1	2	3	4	5	Q14ウ
エ 真に危険な対象者に対しては電子監視装置を装着させ，常時の行動監視を行う	1	2	3	4	5	Q14エ
オ 保護観察官・保護司との接触の維持等を対象者の義務として明確化する	1	2	3	4	5	Q14オ
カ 生活・生計状況に関する報告，資料提出等を対象者に義務付ける	1	2	3	4	5	Q14カ
キ 対象者が更生保護施設などに居住することを義務付ける	1	2	3	4	5	Q14キ
ク 保護観察官が対象者宅に立ち入って調査できる権限を付与する	1	2	3	4	5	Q14ク
ケ 保護観察官が関係者に質問し調査できる権限を付与する	1	2	3	4	5	Q14ケ
コ 重大再犯を犯すリスクの高い者に対応するため，一部の保護観察所に特別部門を設け，保護観察官が主体となって集中的で濃密な保護観察や所在不明者の発見のための調査などを実施する	1	2	3	4	5	Q14コ

## (Q14 続き)

	必要だと思う	どちらかといえば必要だと思う	どちらとも言えない	どちらかといえば必要だと思わない	必要だと思わない	(回答欄)
サ 引致の要件を緩和し，対象者が出頭を拒否する場合，そのことのみで引致できるようにする	1	2	3	4	5	Q14サ
シ 保護観察付き執行猶予について，判決前に保護観察官が社会調査を行う制度を導入する	1	2	3	4	5	Q14シ
ス 仮出獄後の保護観察期間につき現行の残刑主義を改め，別の保護観察期間を設ける（例えば，仮出獄期間が6月に満たないものについては，一律6月間とするなど）	1	2	3	4	5	Q14ス
セ 満期釈放者に対しても，いわゆる行状監督（注）のような制度を導入するなどし，刑期満了後一定期間の監督を義務付け，この業務は保護観察官が担うものとする	1	2	3	4	5	Q14セ
ソ 保護観察に付さない仮出獄制度を導入する	1	2	3	4	5	Q14ソ
タ 保護観察付き執行猶予について，保護観察期間を執行猶予期間と独立して裁判所が定められるようにする	1	2	3	4	5	Q14タ
チ 保護観察を実施する上で，外部の専門家・専門機関の活用を図る	1	2	3	4	5	Q14チ
ツ 処遇困難な対象者を保護し，処遇プログラムを実施する場としての公的な更生保護施設を創設する	1	2	3	4	5	Q14ツ
テ 現在保護観察所の各課で行っている事務を見直し，資源を効率よく配置する	1	2	3	4	5	Q14テ

注 「行状監督」 ドイツの制度で，再犯の高度の危険性のある満期釈放者等に対し一定期間自由に生活させながらその生活を援助したり，その生活状態を監督したりするもの。

Q15 これからの保護観察について、あなたが考える「あるべき姿」とはどのようなもの  
でしょうか。また、それを実現するためには、どうすべきと考えますか。自由にお  
答えください。

\*\*\*\*\* 御協力，誠にありがとうございました。 \*\*\*\*\*